

教団組織と法制

洗 建
(駒沢大学)

一 はじめに

時間が差し迫っておりますので、三十分で報告いたします。まだ充分勉強していませんのですが、日頃感じているところを問題提起のような形で申し上げて、報告に代えさせていただきたいと思えます。

宗教団体の組織に関わる法的な問題はいろいろあるものと思えますが、宗教学からのアプローチも必要なのではないかと、日頃から気にかかっている問題が二つほどございます。宗教団体と申しましたが、ここでは単位団体と包括団体とを厳密に区別せずに、かなりいい加減に使わせてもらいます。私が問題を感じているといいますが、それほど目新しい問題というわけではございません。その一つは、宗教法人の性格の問題、つまり宗教法人は財団なのか、社団なのかという問題であります。この問題はすでに多くの先生がさまざまな研究をされており、前回の学会でも矢吹先生からご報告のあった問題であります。それから第二の問題というのは、第一の問題とも関係してきますが、宗教団体の組織がもっている宗教性の問題であります。宗教団体の組織ほどの程度宗教上の事項を含んでいると考えたら良いのか、言葉をかえて言えば、世俗の法が宗教団体の組織や、組織に関連す

る問題にどの位介入することができるのか、という問題であります。これもこの学会で安武先生が度々ご報告になつてゐる問題であります。

この問題は、いずれもそれ自体としてはあくまで法律上の問題であると言ふべきでしょうが、宗教学の方からも考えてみなければならぬ問題を含んでゐるのではないかと、前から気になつてゐるところであります。

二 宗教法人の性格

学 説

第一番目の問題は、宗教法人は財団か、社団かという問題であります。この問題は、井上恵行先生が『宗教法人法の基礎的研究』の中で論じられてから、すでに多くの先生がさまざまに論じられております。井上先生は、いろいろ検討された結果、結論としては宗教法人は財団法人でも社団法人でもない、宗教法人はあくまで宗教法人であつて特殊法人であると述べてゐるわけですが、それでも井上先生の場合はどちらかと言うと宗教団体を財団的なものとお考えになつてゐたのではないかと……、そういう感じがいたします。といいますのも、宗教団体の構成要素について論じてゐるところで、法第二条(この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう)を根拠に、宗教団体とは信者を教化する団体である、これを構成してゐるのは礼拝の施設という物的要素と、「能化者」つまり「教えを説く」聖職者の集団が法人の構成要素であつて、受動的な「所化者」である信者は構成要素ではないと論じています。井上先生の信者「常素論」は有名ですが、信者はそれがなくては宗教団体が成り立たないという意味

では、団体の常素であるが、それは病院における患者や、学校の生徒、列車の乗客のようなものであって、常素ではあるが要素ではないというのがその説であります。

このような説を拝見しますと、宗教法人は財団でも社団でもないと言ってはいるけれど、やはり井上先生は基本的に財団的なものと考えていたのではないかと思われるのです。本日ご報告のあった古賀先生のレジュメの最後の参考文献にあげられている阿部美哉先生の『展望』の論文で指摘されておりますように、井上先生は天台宗の僧籍をおもちでした。ですから、井上先生が宗教団体を考えるときに、典型的な宗教団体のイメージとして思い浮かべられていたのは、おそらく天台宗の寺院だったのではないのでしょうか。天台は日本の伝統仏教宗派の中でも古いもので、ある意味では日本仏教の母胎となった宗派であり、それだけ国家との結びつきも強い宗派でありましたので、いわゆる大名寺の多い宗派であります。権力の保護のもと、多くの僧侶を抱える大寺でありながら一般の檀家はもたない。そのような寺院の多い宗派の僧籍をもっておられたので、宗教団体を考える場合に、伽藍、施設と僧侶集団を中心とする宗教団体が、典型的なモデルとして考えられていたのではないかと思われまます。

しかし、実際には宗教団体はこのようなものばかりではありません。プロテスタント系のキリスト教会には社団的性格の強いものが多いと思われまますし、また、新宗教にも社団的性格の教団は多いように思われます。新宗教には、いわゆる在家主義の教団が多いわけですし、そもそも「能化者」と「所化者」、教える者と教えられる者とを明確に区別することはできない、信者の相互研修を主たる活動にしている教団が多いわけでありまます。したがって、これらの団体も財団的とは言えない、そう言えるのではないかと思われまます。

法人法の規定

それでは宗教団体は財団なのか、社團なのかということですが、財団であるとか、社團であるとか一律に決めることは無理なのだろうと思います。内村の無教会キリスト教のように財産的要素をまったく持っていないくても、宗教団体は成り立つわけですが、人的要素を欠いては成り立たないという点では、宗教団体は本来的には人的要素を主とする社團であると考えられることもできるかも知れません。しかし、このような形態の宗教がでてくるのは、歴史的にはむしろ新しい現象であります。また、礼拝の対象とか、寺院、教会、境内の環境など、財産的、施設の要素を宗教にとって非本質的なものと断定することもできません。

法律は宗教法人の性格をどのように見ているのかと考えてみますと、宗教団法当時は、法律が教派、宗派、教団、寺院、教会というように、宗教団体を個別に分けてそれぞれに規定していたわけですが、現在の宗教法人法は、単位団体と包括団体を区別するだけで、その規則の作り方も管理の原則も両者に共通の規定をしております。したがって、包括法人は社團、単位法人は財団と見るのも正しくないように思います。単位団体では礼拝の施設を有することが必須の条件になっていること、法人の意志はわずか三人以上の責任役員で合法的に決定できることなどを見れば、法は基本的には宗教団体を財団として考えているようにも受け取れそうですが、一方責任員会以外に決議機関、諮問機関、監査機関などを任意に置くことができるようになっており、社團的運営も可能になっていると思われれます。また、公告制度を取り入れたことは宗教団体の社團的性格を予想しているようにも見えます。立法当時は、任意の法人機関を置くのは包括法人の場合を予想していたのかもしれませんが、しかし、法文上単位団体に置くことを禁じているわけではありませんし、実際上もほとんどのプロテスタント教会では単位教会でも總會を決議機関として設置しております。前回の矢吹先生がご報告の中で、「宗教法人法は、

宗教団体の性格付けを法人規則にゆだねている」とご指摘になりましたが、私もそう理解するのが正しいと思っております。つまり、国家法は宗教団体の基本的な性格付けも、各宗教団体の自治にゆだねて国家はこれに關与しないという精神であろうと思います。そして、これは「あらゆる宗教を正確に同じ法的基礎の上に立たしめる」という神道指令の精神を継承するものでもあると思います。

このように宗教法人法の規定は、財団的団体にも社团的団体にも、どちらにも適合的である、しかしそれ故にかなり曖昧で、不徹底な規定になっているところがある、というのが事実だと思われます。その点が、時に「宗教法人法は、宗教性善説に立っている」とか、「ザル法で甘い」とかの世間の批判を受けることにもなっているものと思われます。このような不徹底さを生ずることになったのは、その成立過程に關係があるのでしよう。宗教法人法が制定されたのは、占領末期であります。GHQの宗教課と、文部省宗務課、それと宗教界の合作であることは、ただ今古賀先生のご報告にあつたところであります。日本側を代表したのは、当時宗務課専門員であつた井上恵行先生ですが、GHQを代表したのが、W・P・ウツグードでした。ウツグードは組合教会の宣教師でもあつたのですが、組合派はキリスト教の中でも、すべての教は個別教会において完結するという理念を持っていて、包括団体の規制すら否定するという、きわめて社团的性格の強い教派であるといつてよろしいかと思ひます。井上先生の宗教理解における典型的モデルは、きわめて財団的な天台寺院であり、ウツグードのイメージする宗教団体の典型はきわめて社团的なコングリゲーション・チャーチである、その相異なる両者の妥協の上に宗教法人法が生まれたということ、さきほど触れた阿部論文が指摘しています。

法人法の柔軟性

このような法人法の性格は、甘いという批判の対象にもなるでしょうが、きわめて柔軟性に富むが故に、各宗教団体が自らの法人規則を十分工夫すれば、国家法によって各宗教の個性が制約されることなく機能するのではないかと思われます。それは信教の自由を保証する上でも望ましいことではないかと考えます。たとえば、宗教団体法では「寺院はこれを法人とす」と規定していたので非法人に留まることはできなかったのですが、現行法では単位法人も包括法人もすべて任意法人ですから、無教会キリスト教のように一切の財産を持たず、法人化するメリットのない場合は非法人のままに留まることもできます。また多くの新宗教では、信者の献金は原則としていったん教団本部に入つて、あらためて各教会の教師に給与が支給されるなど、教団全体が一体的な運営をしており、各個教会は「独立した人格」としての性格がきわめて希薄であるので、創価学会のように単立法人になることも検討されて良いのではないかと思われます。逆に、各個教会の自律性が大きく、教団の規制を否認する組合教会の場合や、教団の規制が宗教上の問題に限定されているような場合には、真宗木辺派のように包括団体を非法人にすることも考えられます。また、本部教会や本山などは、一般の教会や末寺とはその性格が異なることが多いわけですが、もし可能なら、金光教のように本部広前は教団全体の共有であるとして、本部教会を包括法人に吸収合併することも考えられるわけです。

このように現行法は、きわめて柔軟に各宗教の自治を前提として機能するように制定されていると思われます。したがつて、宗教団体は財団なのか、社団なのかという議論も、結局は各宗教が自らの団体の性格をその理念と実態に照らして自ら決定し、それを法人規則で規定すべき問題であるように思われるのです。たとえば、公告制度にしても、法の上では公告すればそれだけで合法であり、異議申し立てがあつた場合にどう処理するかに

ついで、何の規定もありませんが、一方処理の仕方を選定するに定められてはいけません。規定がないのですから、社団法人においてはどのように、財団法人においてもそのように、ふさわしい処理方法を規則に定めれば、現行法もよく機能してトラブルもかなり解消するのではないのでしょうか。

しかし、現状は必ずしも法人法が十分機能せず、トラブルが発生すると非常に困難な事態に陥ることが多いようです。法制度の方の問題点としては、現行法が多段階包括を認めていないので、カトリックや一山寺院のように実態上多段階包括関係を持つている団体には、その法的表現がむずかしいという問題があります。カトリックでは単位団体では司教座教会だけを法人化し、これが司教区と中央協議会、両者との間に二重包括関係を結ぶということと切り抜けているようです。一山寺院の一例として、善光寺の場合を見てみると、善光寺自体を単立法人とし、塔中寺院は天台宗または浄土宗、および善光寺の両者との間でやはり二重に包括関係を持っており、しかし、このようなところでトラブルを生じたら、その法律関係はたいへん複雑なことになるのではないかと心配されます。また大臣所轄の宗教法人の方が、知事所轄の法人よりも権威があるかのような世間の認識も、事実上一体化している教団の単立法人化を妨げているようですし、行政上の取扱いに差別を生じる事例もあるようです。一例をあげてみると、外国の宣教師が日本に赴任するとき、文化庁が出している『宗教学鑑』に教団名が記載されている教団（大臣所轄教団が中心になっている）の宣教師には現地の日本大使館限りでビザが発給されるのに、そうでない場合には本国照会の扱いになるなどの差別がありました。

宗教団体の自治能力

しかし、法が十分機能しない最大の原因は、日本の宗教団体自体に自治法規を制定する能力が欠如しており、

またその問題意識も欠如しているという事実にあるように思われます。実際、現在の法人規則は法人令から法人法に改正されたときに、宗務課や全日仏などが示した雛型に沿って二応合法的規則としての形を整えたただけで、その後自分の団体の特性を考慮して見直したり、改正したりしたことは一度もないという社寺がきわめて多いようです。法人規則と認証書は、どこかに大切に、しかし埃をかぶってしまわれており、日常の法人運営とはまったく無関係になっているところも少なくないようです。このような規則と実態がまったく乖離しているところで法律的紛争が起これば、きわめて困難な事態に陥ることは当然でしょう。このような事実が宗教団体に対する基本的な不信感を生み、宗教法人の非課税に対する不公平論も生まれてきているように思われるのです。

宗教法人非課税に対する不公平論は、非課税制度そのものが不公平であるというよりも、法人の収入が一部の幹部によって私的に使われているのではないかとという不信感に基づくものであるように思われます。たとえば、アメリカの大部分のプロテスタント教会では、献金者である信徒の代表が直接法人運営に実権を持っておりますが、このような形であれば信徒が納税済みのお金の中から自分達の宗教活動に必要なお金を持ち寄って教会を運営しているということが、はっきりと見えますから教会が非課税であっても不公平だという感じが持たれることは少ないでしょう。一方日本の宗教では神社への献金は神仏に差し上げたものという感覚が一般的ですので、信者が宗教団体の運営に参加するという意識は、信者の側にも希薄です。神仏への喜捨ということは宗教上の観念ですから、そのこと自体の是非を外部から論ずべきものではありません。しかし、宗教法人側はどのような信仰上の事実をふまえて、法人会計が私的支配に陥らないようにするための自律規範を確立する必要があるように思われるのです。ところが、法人規則にそのような工夫を凝らすどころか、その必要性についての問題意識すら持っていない団体が多いのが、実態なのではないでしょうか。

そこで、日本の宗教団体では、なぜ自律規範が形成されず、育たなかったのかという疑問が生まれてくるのであります。

三 宗教組織の宗教性

宗教と規範

前に、平野先生が本願寺法制定過程に関するご報告をされましたが、僧侶の中から寺法の制定という宗教性の強い問題に政府が介入することの不当性を批判する声が聞こえてきたのではなく、「寺法栄えて、仏法衰えては何もならない」という批判の声があったというお話を興味深く聞かせてもらいました。そのような意識は、今日でも日本の宗教者の一般的意識なのではないでしょうか。つまり、宗教団体の組織や、運営規則の問題は宗教的信仰とは次元の違うもの、大切なのは信仰や教学の問題であるという意識が一般的であるように思われます。

しかし、宗教団体の組織や秩序の問題は、本来はきわめて宗教的な問題なのではないかと私は思っております。なぜなら教団秩序の問題は規範の問題にはかならないのですから、ウェーバーを引き合いに出すまでもなく、それは世界観や人間観、価値観と密着していると考えられるからです。そしてこれらについてのものの方を見方を最も古くから人類に提供してきた文化こそ宗教にはかならないからです。だから、キリスト教でも、イスラム教でも一神教の世界では、教会法やイスラム法などが、神学の重要な一部として発達してきたものと思われれます。では、なぜ日本では宗教団体の自治法規が育たなかったのでしょうか。それが私の問題意識なのですが、あまりに大きな問題ですから、その答を持っているわけではありません。ただ、一神教では、世界の最も根元的なものとして、

人格的神を立てています。したがって、人間が当面する諸々の問題は神と人間の関係において、つまり、倫理的な問題としてとらえています。神の定めた掟とこれに対する人間の応答が、信仰の問題にはかなりません。したがって、教会法もまた神の義の問題として、神学的問題であつたのでしよう。これにたいして、東洋の宗教では、神々が大きな役割を果たすにしても、そのさらに根元に宇宙そのもの、世界に内在する非人格的法則を見ている宗教が多いように思われます。もちろん、東洋の宗教も人間の倫理や道德を説かないわけではありませんが、宗教的な救いの問題は、倫理や道德とは少し次元の異なるところに、あるいは、倫理や道德を越えたところに見ているものが多いように思われます。日本で教団の自治規範が発達しなかつたことには、いちばん根本的なところでは、あるいはこのようなことも関係しているかも知れません。

仏教における律

それにしても、いかなる宗教も何らかの世界観を持っているわけですし、その世界秩序において人間の問題をとらえているのですから、その宗教に独自の秩序観や人間の規範や集団の規律についての考え方があつても良いのではないかと思われれます。そこで仏教の場合について、少し考えてみたいと思います。

この問題に、おそらくいちばん最初に着目されたのは、愛知学院大学に宗教法制研究所を設立された小野清一郎先生ではなかつたでしょうか。小野先生は、律蔵研究者の長井真琴先生と共著で昭和十一年に『仏教の法律思想』という著書を出されています。小野先生と長井先生の問題意識は、あまりかみ合っていないように思われますが、そこで取り上げられているのは、仏教における律の問題でした。仏教規範の根本として、律に着目されたのはおそらく正しいことでしょう。実際、原始仏教・部派仏教当時は、律は単に仏教者の個人的道德としてばか

りでなく、仏教サンガ（仏教者の集団）の自律規範として作用していたようです。規律違反者に対する懲罰規定も持っていたわけですから。大乘の伝承では、お釈迦さんは自分の死後、「自分を明かり（自灯明）とし、法を明かり（法灯明）として生きよ」と言われたといわれていますが、部派時代には釈尊が定められた仏教における中心の掟として、数百に上る戒律の遵守が最も重要視されていたようです。しかし、上座部仏教の形式主義に対する反動もあつたとされる大乘仏教では、戒律は集団の規律から個人的道徳の問題に転換してしまつたのではないのでしょうか。大乘戒とされる「梵網戒」は、従来の戒律を十ほどの戒（十善戒）に絞ってしまっています。長井先生は、これを発展として評価されているのですが、教団の自治規範の問題として、その視点からみれば、これは一つの後退と受けとめることもできるように思われます。さらに日本に入ってきましたと、律宗の戒律を小乗戒と批判した最澄が天台の大乘円頓戒を唱えます。それは努力して守らなくてはならない戒律は真の大乘戒ではなく、自己の内にある仏性に本来備わつていて、無作為にして自ずから守られるのが本当の大乘戒（自性本具無作戒）であるというものでした。さらに真宗の親鸞においては、戒を保たず、罪を恥じず、煩惱を捨てず（破戒無慚煩惱具足）に救われる道さえ説かれるにいたっています。このように見てくると、日本仏教では戒律の問題は具体性を持った集団の自治法規としての性格をまったく失つてしまつて、抽象的思想の次元の問題に転換してしまつたというべきであらうと思います。

日本仏教史上の自律規範

しかし、日本仏教でも、そこに集団が存在する以上、集団の規律が不要であつたとは考えられません。仏教の戒律が教団の法規としての性格から思想の問題に転化したとしても、これに代わる何らかの規律は必要だつたに

違いありません。律令時代には、「僧尼令」などのように国家が（仏教の戒律を考慮しながら）外から仏教を統制していたようですが、日本の仏教史上にも宗教が国家から相対的に独立して、自立性を獲得していた唯一の時代があったものと思われまます。それは律令体制が崩壊していった頃の仏教でありまして、単にその自治が尊重されたというに留まらず、仏教教団は武力を備えた社会的勢力として、教権とも呼ぶべき権力集団であつたものと考えられます。御輿を振りかざして強訴を繰り返し、犯罪者が逃げ込んでも国家の司直の手が届かない不入特権を持つていた当時の比叡山は、貴族の権門家と並ぶ自律集団であつたというべきでしょう。その当時の延暦寺の自治規範である「山家学生式」や曹洞宗の本山において修行僧が守るべき規範であつた「永平大清規」などは、仏教理念に基づく自治法規と考えて良いのだらうと思ひますが、その世俗法との関係などがどのようであつたのか、まだ私にはよくわかりません。

また、この時代には天台を中心とする「王仏牛角論」、日蓮の「王仏冥合論」など、仏教者側からの国家論も数多く出されており、鎌倉の祖師達は少なくとも王法に対する仏教の優位性、「仏法為本」を唱えております。王法と仏法がともに公的存在として並立すべきことを主張する「王仏牛角論」は、マルチン・ルターの「国家・教会二統治説」を連想させますし、王法が仏法に帰着すべきことを主張する「王仏冥合論」は、ジャン・カルヴァンの「神聖政治」を思い起こさせます。もちろん今日の政教分離下において、これらの理念がそのまま通用するものではありませんが、私自身もまだ研究できていないのですが、仏教団体の自治規範がいかにあるべきかを考える上で、この時代にはもつと注目すべきなのではないかと思つております。

本末制度

しかし、本山における仏教的自治が確保されていたと思われるその同じ時代に、荘園制度の形成と並んで、宗教界でも本末制度が形成されていることに注目しておく必要があるのではないのでしょうか。こちらの方は、はたして仏教的理念に基づく制度であるのか、私には疑問に思えます。これは前回の私の報告で申し上げたところですが、本末関係を支えている論理は、仏教に由来するというよりは、日本固有の親子モデル（あえて言うなら神道的理念、さらに儒教的影響もあるかも知れない）に基づいているように思われるのです。この点、仏教関係者は、信仰上の原点から見直してみる必要があるのではないのでしょうか。

本末関係は、最初はこのように自然発生的に形成されたものでありますが、徳川時代に入って、幕府による分割統治の他律的制度として利用されることとなります。仏教団体の国家からの相対的自立は、信長の武力制圧によって息の根を止められるわけですが、石山本願寺と門徒衆の徹底抗戦に教訓を得た家康が、東西両本願寺を分割したことは有名ですが、同様に浄土宗は智恩院と増上寺に、天台宗は延暦寺と喜多院に、曹洞宗は永平寺と総持寺に、というように分割して、それぞれの本末関係を国家が定めた国家制度として厳格に制度化します。そして仏教に一定の特権的地位を与え、宗学を奨励しますが、一方で「新義異宗」を立てることを禁じ、言葉は悪いのですが、宗学を訓詁注釈の学に墮落させたものと思われます。キリスト教神学が、組織神学、歴史神学、牧会学（伝道学）を神学の各領域として、現代の時代的問題に取り組み姿勢を失っていない（効果的に機能しているか否かは別として）のに比して、仏教宗学は江戸時代を通じて、開祖、宗祖の明らかにした真理を追求することだけが宗学の役割であり、時代の問題や組織の問題は程度の低い世俗の事柄として宗学の領域から除去してしまつたように思われます。こうして徳川三百年の間に、宗教団体の組織や法規の問題は、宗教上の課題ではなく、

外から国家によって与えられる世俗的問題であるとする意識が定着していったのではないかと思われまます。そして、近代仏教学が厳密な文献学の手法を取り入れて、インド以来の仏教思想の展開を飛躍的に解明したにもかかわらず、このような伝統は依然としてその跡をとどめていて、現代の課題や組織の問題は仏教学のテーマではないとする意識があるように思われるのです。

むろん、本末関係は今日では仏教教団の慣習法になってるので、第三者がとやかくいうべき筋のものではありませんが、仏教者自身が仏教規範が如何なるものであるのか、如何にあるべきかを原点にかえて考察する姿勢がなければ、教団自治を前提とする宗教法人法も十分機能しないことになるのではないかと思うわけであります。たいへん雑駁な話で、申し訳ございませんでしたが、以上で私の報告を終わらせて頂きます。